

鳥取県防災顧問設置要綱

(目的)

第1条 県の防災力の向上に資するため、防災に関して専門的な立場からの指導、助言及び協力を行う、鳥取県防災顧問（以下「防災顧問」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 防災顧問は、防災に関する専門的な知識又は経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 防災顧問の任期は、第4条の規定により解嘱されるまでとする。

(業務)

第3条 防災顧問は、県の要請等に応じて、次に掲げる事項について必要な指導、助言及び協力を行う。

- (1) 県の行う災害応急対策に関すること。
- (2) 県の行う防災に関する県民啓発活動に関すること。
- (3) その他県の行う防災に関すること。

(解嘱)

第4条 知事は、防災顧問が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱することができる。

- (1) 第3条に掲げる業務を行うことができなくなると認められるとき
- (2) 本人が希望するとき

(事務処理)

第5条 この要綱に関する事務は、危機管理局危機管理政策課が行う。

附 則

この要綱は、平成17年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。